

定期監査報告書

1 監査の期間

令和2年10月5日から10月8日まで

2 監査の対象

令和2年度財務に関する事務の執行

月 日	曜日	対 象 機 関 名
10月 5 日	月	東英小学校、黒石中学校
10月 6 日	火	黒石小学校、中郷中学校
10月 8 日	金	六郷小学校、黒石東小学校

3 監査の方法

本監査にあたっては、令和2年度の財務に関する事務の執行について、対象機関に対し、支出負担行為決議書等、調定票、旅行命令簿、時間外勤務等命令簿、備品保管簿など関係書類を提出させ、担当職員から説明を求めるなど通常すべき監査方法の手続きに基づいて実施した。

特に、予算の執行状況、契約事務に主眼を置き、適正な事務処理が行われているかを重点的に監査した。

全般的な監査の要点は、次のとおりである。

- (1) 収入調定事務は適正で遺漏はないか。
- (2) 支出負担行為による歳出の執行は適正で合理的に実施されているか。
- (3) 諸経費に対する節減が見られるか。
- (4) 契約事務については、契約が合法かつ適正に行われたか。
- (5) 備品に関する事務処理は適正で良好な状態で維持管理されているか。

4 監査の結果

令和2年度財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、監査時における各事務処理に関して注意を促した軽微な指摘事項については、省略する。

(1) 予算執行について

ア 歳入

収入事務については、調定及び収入事務の時期、調定もれの有無、手続き等の適否、関係書類の内容等について調査したところ、適正に処理されていた。

イ 歳出

支出事務については、支出負担行為決議書等、旅行命令簿及び時間外勤務等命令簿に基づき、支出負担行為の内容、金額、時期、方法及び手続き、決裁区分等の適否について調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

旅行命令においては、一部で旅費支給が発生しないため、命令を受けずに旅行をしていた事項が見られた。

(2) 契約事務について

諸契約事務は法令や黒石市契約規則等に基づき、おおむね適正に処理されていたが、起案書及び検収調書の一部に誤りが見られた。

(3) 備品の管理について

備品については、備品保管簿への記帳、管理について調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、備品保管簿に記載する受入月日に誤りが見られた。また、廃棄処分の手続きは物品不用決定調書により適正に処理されていたが、一部に廃棄した物品の備品台帳への記載もれが見られた。